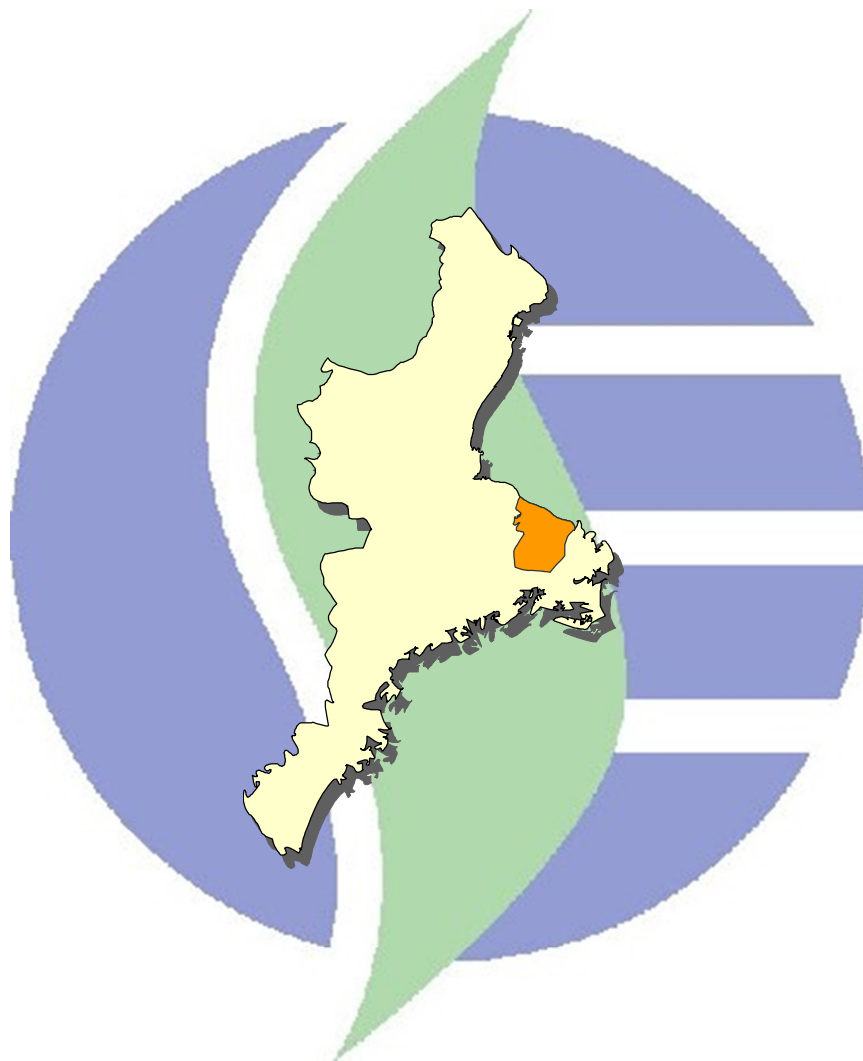


2025

伊勢市の都市計画



伊勢市都市整備部都市計画課
令和7年4月

伊勢市の都市計画 目 次

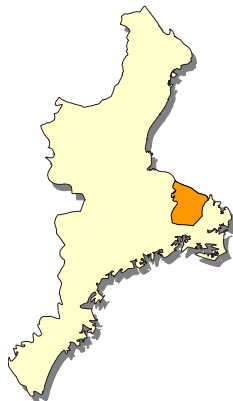
I	伊勢市の概要	1
II	都市計画区域と都市計画の種類	2
III	都市マスタープラン	3
IV	土地利用に関する都市計画	4
V	都市施設に関する都市計画	7
VI	市街地開発事業に関する都市計画	1 3
	伊勢市都市計画審議会について	1 4
	県が定める都市計画決定の手続き例	1 5
	市が定める都市計画決定の手続き例	1 6
	都市計画決定権限一覧	1 7

I 伊勢市の概要

1 位置と地勢

本市は、伊勢平野の南端部に位置し、鳥羽・志摩の2市及び多気・度会の2群に隣接しており、東西は16.99km、南北は20.22kmにわたり面積は208.37km²に及んでいます。

古くから「お伊勢さん」（伊勢神宮）のお膝元として広く国民に親しまれてきたまちです。また、伊勢志摩国立公園の玄関口にあたり、北は伊勢湾に面し、中央には県内最大の河川である宮川が流れるほかにも五十鈴川、勢田川が流れ、東から南にかけて朝熊ヶ岳、神路山、前山、鷲嶺が連なり、西には大仏山丘陵が広がるなど、神宮宮域を中心とした自然風景にも恵まれています。



2 沿革

本市には、宮川右岸や五十鈴川上流などに旧石器時代から縄文時代にかけての遺跡があり、文化の展開は約1万5千年前までさかのぼることができます。

弥生時代には、上地町、西豊浜町、佐八町、津村町、倭町、二見町荘等で集落の形成がみられ、古墳の造営は市内の各所で認められます。

本市の集落発生は、地域によって若干の発展の差異はみられるものの、総じて神宮の鳥居前町として発展し、また、市場町、港町、渡津（としん）集落などの機能とともに発達してきました。

市域の大部分は古来、伊勢神宮の神領であり、平安時代には斎王の離宮もおかれていました。鎌倉時代以降、一時的に国司北畠氏や水軍で有名な九鬼氏の管下になった地域もありましたが、大部分は神領として祭主の補任による刀禰職（とねしき）が支配していました。

南北朝の動乱期を経て室町時代に入ると、従来の支配体制は次第にその勢力を失い、代わって年寄層が出現し、政治差配は山田三方・宇治会合という近世の自治体制へと展開していきました。この両自治に対して江戸幕府は山田奉行所を御園に置き、監視していました。

近世の安定封建社会になると、お伊勢参り、おかげ参り、抜け参りなど庶民の参宮が本格化し、参宮街道最後の宿場町として、また伊勢神宮の鳥居前町として、多いときには年間100万人を超える参拝客でにぎわいました。

明治時代になると、政府は国の精神的象徴として伊勢神宮を位置づけ、江戸時代までの庶民が作り出した、にぎわいや活気に満ちた観光地ではなく、神聖な雰囲気漂う神都にしようとしました。昭和6年には、総合的な都市計画案「大神都特別聖地計画案」が作られ、昭和24年の遷宮に向けて全ての事業が完成する予定でしたが、戦争のため一部が実現しただけで終わりました。

戦後、戦争によって中断された「大神都特別聖地計画案」をもとに戦災復興計画がたてられ、復興事業が行われました。戦災を受けた中心市街地においては土地区画整理事業が行われ、緩やかにうねる世古などの古いまちなみが、道路整備された整然としたまちなみへと変わりました。

その後、周辺町村との合併により、農漁山村地域も広く編入するとともに、市中央部の市街化がすすみ、近代都市としての形態を整えました。

そして、平成17年11月に伊勢市・二見町・小俣町・御園村の4市町村で合併し、新たに「伊勢市」が誕生し、現在に至っています。

II 都市計画区域と都市計画の種類

1 伊勢都市計画区域

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画です。

都市計画区域とは、いわば都市計画を策定する場というべきもので、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と、機能的な都市活動を確保するという、都市計画の基本理念を達成するために、都市計画法、その他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域です。

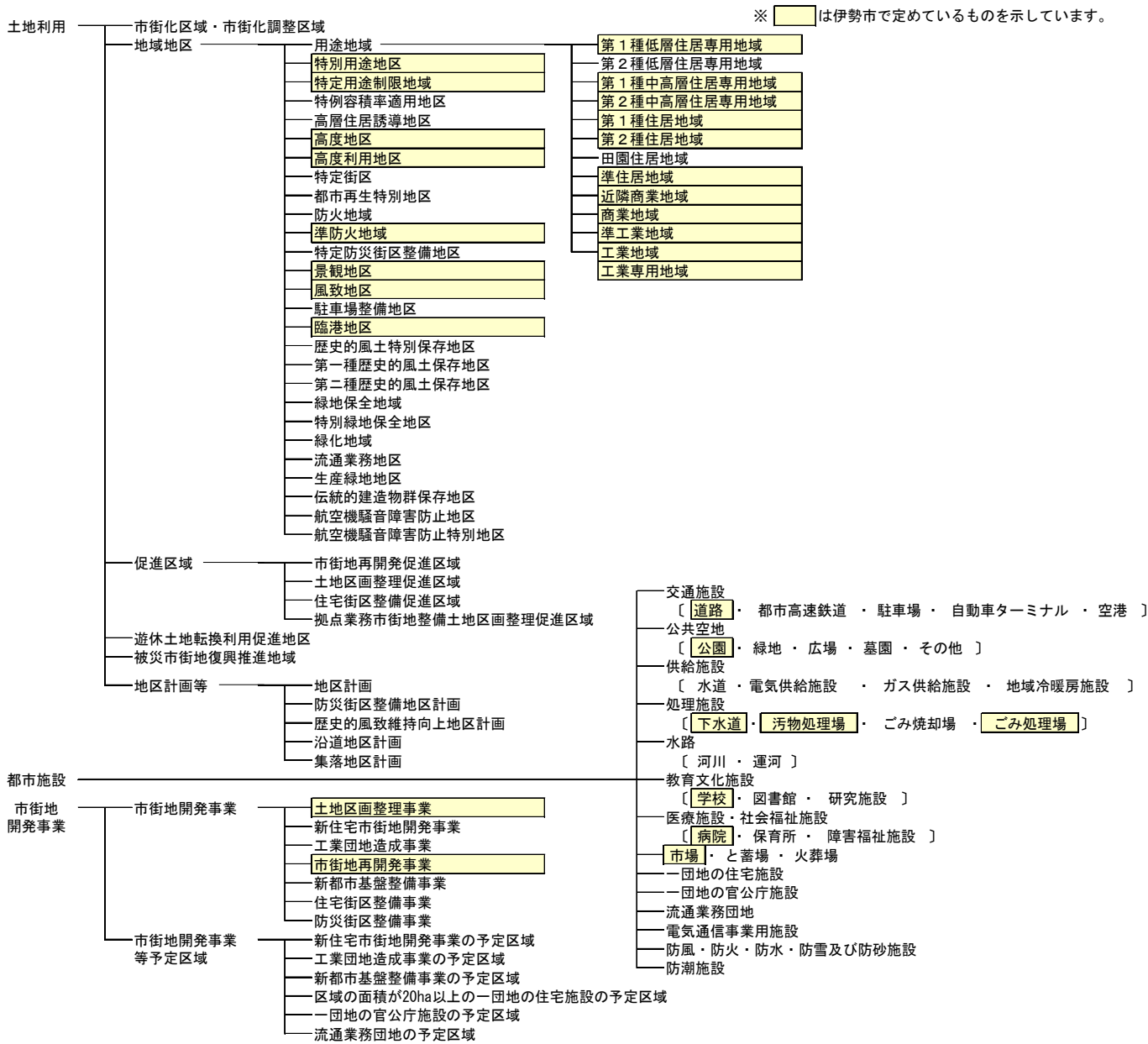
伊勢市では、土地利用の状況及び見通し、地形等の自然的条件、通勤・通学圏等の日常生活圏、主要な交通施設の状況、社会的、経済的な区域の一体性等から総合的に判断し、伊勢市と玉城町で伊勢都市計画区域を構成し、広域で都市計画を策定しています。

都市名	行政区域		都市計画区域		人口集中地区		都市計画区域 当初決定年月日
	面積 ha	人口 人	面積 ha	人口 人	面積 ha	人口 人	
伊勢市	20,837	122,765	11,992	120,944 ^(*)	1,444	54,923	S 4.12. 2
玉城町	4,091	15,041	3,607	15,041	—	—	S44. 5. 20
計	24,928	137,806	15,599	135,985	1,444	54,923	—

(^(*)1 推計値、資料 R2 国勢調査)

2 都市計画の種類

都市計画で定めるもののうち伊勢市で定めている都市計画は次のとおりです。



Ⅲ 都市マスタープラン

1 三重県都市マスタープラン（都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）

三重県都市マスタープランは、都市計画法第6条の2に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」となるもので、一体の都市として整備、開発及び保全すべき区域として定められる都市計画区域全体を対象として、都道府県が一市町村を超える見地から、区域区分（いわゆる線引き）をはじめとした広域的、根幹的な都市計画の基本的方針を定めるものです。この中で、伊勢市と玉城町で構成する伊勢都市計画区域は、区域区分なし（非線引き）とされています。

都市計画の種類	決定年月日
伊勢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	R2.9.8（県告示第594号）

2 伊勢市都市マスタープラン（市町村の都市計画に関する基本的な方針）

伊勢市都市マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」となるもので、長期的な視点から都市づくりの具体的なビジョンを示し、あるべき都市像を描くものです。

上位計画である伊勢市総合計画や各種関連計画などをふまえて、都市づくりの理念と目標、都市骨格と土地利用の基本的な方向などを示します。また地域ごとの課題に応じた都市づくりの整備方針や施設計画を市民参加によって定めることにより、都市づくり・まちづくりの総合的な指針となることを目的としています。

この構想を基に、市民参加・市民主体となったまちづくり推進し、都市全体の再編・整備を実現していくことを目指します。

平成17年11月に市町村合併を行い、平成21年5月1日に新市としての都市マスタープランを策定いたしました。

構想の種類	策定年月日
伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 1.0	H21. 5. 1
伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 1.1（一部改定）	H23. 3. 15
伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 2.0	H28. 12. 28
伊勢市都市マスタープラン全体構想 Ver. 3.0	R1. 5. 7



IV 土地利用に関する都市計画（地域地区）

土地の自然的条件や土地利用の動向を考慮して、住環境の保護、商業・工業等都市機能の維持増進、美観風致の維持、公害の防止など快適で健康かつ能率的な都市環境を形成するため、伊勢市では用途地域を中心に6種類の地域地区を定めています。

1 用途地域

用途地域は都市計画の基本となるもので、住居系・商業系・工業系地域に分け建築物の用途、建ぺい率、高さ等を規制することにより、住居系については生活環境を保護し、商業系・工業系については商工業の利便性を高め、秩序あるまちづくりを進めることを目的に定めています。

a 用途地域の内容

地域名	指定の内容
第1種低層住居専用地域	低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第2種低層住居専用地域	主として低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第1種中高層住居専用地域	中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第2種中高層住居専用地域	主として中高層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
第1種住居地域	住居の環境を保護するため定める地域
第2種住居地域	主として住居の環境を保護するため定める地域
田園住居地域	農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域
準住居地域	道路の沿道として地域の特性にふさわしい業務の利便の増進を図りつつ、これと調和した住居の環境を保護するため定める地域
近隣商業地域	近隣の住宅地の住民に対する日用品の供給を行うことを主たる内容とする商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
商業地域	主として商業その他の業務の利便を増進するため定める地域
準工業地域	主として環境の悪化をもたらすおそれのない工業の利便を増進するため定める地域
工業地域	主として工業の利便を増進するため定める地域
工業専用地域	工業の利便を増進するため定める地域

b 用途地域指定面積

	伊勢都市計画区域		伊勢市	
	面積 ha	構成比%	面積 ha	構成比%
第1種低層住居専用地域	277.5	11.0	258.0	11.4
第1種中高層住居専用地域	282.5	11.2	256.6	11.4
第2種中高層住居専用地域	558.8	22.2	497.7	22.0
第1種住居地域	673.6	26.7	577.4	25.5
第2種住居地域	220.1	8.7	184.7	8.2
準住居地域	11.8	0.5	11.8	0.5
近隣商業地域	157.7	6.3	149.1	6.6
商業地域	58.6	2.3	58.6	2.6
準工業地域	105.5	4.2	105.5	4.7
工業地域	107.1	4.3	95.0	4.2
工業専用地域	66.3	2.6	66.3	2.9
合 計	2,519.5	100.0	2,260.7	100.0

(R3.2.15 伊勢市告示第23号)

2 特別用途地区

用途地域内において、その地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など特別の目的の実現を図るために定める地区で、用途地域の制限内容に、必要な建築物の制限を追加することができます。伊勢市では、市全体へ及ぼす影響が大きい大規模集客施設の立地の制限を定めています。

名 称	制限内容	面積	計画決定 年月日（変更）
大規模集客施設 制限地区	大規模集客施設 (床面積の合計が1万㎡を超える店舗、映画館、 アミューズメント施設など)の立地を制限	171.2ha	R3.2.15

(伊勢市告示第23号)

3 特定用途制限地域

特定用途制限地域は、都市計画区域の中で用途地域が定められていない区域において、その良好な環境の形成又は保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるものです。伊勢市では、都市計画区域の中で用途地域が定められていない区域全域を対象として、6種類の地区と、地区の特性に応じた制限内容を定めています。

地区名	地区の方針	計画決定 年月日（変更）
自然環境地区	景観および自然環境を保全する地区	R4.9.12
第一種田園・集落地区	生産の場、景観資源としての農地の保全を図る地区	
第二種田園・集落地区	既存集落の維持を基本とし、住宅、農地や山林、農業・漁業や地域の産業に関する施設などの共存を図る地区	
幹線道路沿道 流通・業務地区	農地の保全を前提としつつ、周辺の住環境や自然環境、営農環境との共存を図りながら、一定の商工業系の土地利用を許容する地区	
低層住居専用地区	住宅および兼用住宅（事務所、店舗等）を基本とし、良好な住環境を保全する地区	
サンアリーナ周辺地区	産業支援、交流、レクリエーションなど、様々な機能を備えた拠点としての土地利用を進める地区	

(伊勢市告示第149号)

4 高度地区

用途地域内において市街地の環境を維持し、または土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高限度または最低限度を定める地区で、伊勢市では、神宮の風景とその周辺の市街地や、良好な住宅地の環境を維持するため建築物の最高限度を定めています。

種類	建築物の高さの 最高限度	場所	面積	計画決定 年月日（変更）
甲種	10m	外宮前	5.6 ha	H24.4.10
		内宮前	17.3 ha	
		小計	22.9 ha	
乙種	20m	外宮前	5.9 ha	
丙種	12m	大仏山東部	3.3 ha	

(伊勢市告示第55号)

5 景観地区

市街地の良好な景観の形成を図るため、建築物の形態意匠の制限、建築物の高さの最高限度又は最低限度、壁面の位置の制限、建築物の敷地面積の最低限度を定める地区です。伊勢市では「内宮おはらい町地区」において、建築物の形態意匠の制限を定めています。

名 称	面 積	計画決定 年月日
内宮おはらい町地区	6.7 ha	H21.10.1

(伊勢市告示第63号)

(参考) 景観法に基づく伊勢市景観計画では市全域を景観計画区域とし、良好な景観の形成を図るために、一般地区、沿道景観形成地区、重点地区（内宮おはらい町地区、二見町茶屋地区）に区分しています。

6 高度利用地区

用途地域内の市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、建築物の容積率の最高限度及び最低限度、建ぺい率の最高限度、建築面積の最低限度並びに壁面線の位置の制限を定める地区で、伊勢市では、伊勢市駅前で定めています。

場 所	面 積	容 積 率	建ぺい率	建築物の 建築面積 最低限度	計画決定 年月日(変更)
伊勢市駅前	0.6 ha	60/10～20/10	8/10	200 ㎡	R2. 2. 20
伊勢市駅前C	0.3 ha	60/10～20/10	8/10	200 ㎡	

(伊勢市告示第7号)

7 準防火地域

市街地における火災の危険の防除や都市の不燃化を促進するため定められる地区で、商業系の用途地域を中心に指定しており、建築基準法により建築材料、構造等を規制しています。

場 所	面 積		計画決定 年月日(変更)
	防火地域	準防火地域	
中心市街地	—	154.0ha	H16.5.17

(伊勢市告示第43号)

8 風致地区

都市内の自然環境を維持し、樹林地等の緑の保全を図るべき地区で「伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例」に基づき、建築物の建築、宅地の造成、木竹の伐採等について許可制度により規制しています。

都市名	名 称	面 積	合 計	計画決定 年月日(変更)
伊 勢 市	宮 川	84.2 ha	3,001.4 ha	H3.11.1
	蓮 随 山	269.2 ha		
	鼓 ケ 岳	419.2 ha		
	世 義 寺 山	3.5 ha		
	倉 田 山	335.6 ha		
	朝 熊 山	1,793.9 ha		
	二 見 海 岸	4.2 ha		
	二 見 東 海 岸	63.0 ha		
	二 見 西 海 岸	28.6 ha		

(三重県告示第548号)

9 臨港地区

港湾は海陸交通の結節点として諸種の経済活動が行われる場で、宇治山田港において、骨材積み出しを主とする地場産業の振興と漁業のための基盤整備、合理的な管理運営を図る目的で指定し、「三重県の管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制条例」で構築物を規制しています。

名 称	面 積	特殊物資 港区	漁港区	計画決定 年月日
宇治山田港	5.9 ha	3.1 ha	2.8 ha	S51.8.13

(三重県告示第478号)

V 都市施設に関する都市計画

道路、公園、下水道など都市の生活や都市機能の維持にとって不可欠な施設で、都市の構築の骨格をなすものです。都市施設に関する都市計画は、このような都市施設の位置や構造などを定める計画をいい、歴史的にも最も古く重要な都市計画です。

1 道路

道路は日常生活や経済活動に欠かすことのできない最も基本的な社会資本であり、交通機能はもとより、防災通路、火災延焼の遮断空間などとしての防災スペース、電気、電話、ガス、上下水道などの収容スペースなど、重要な役割を果たしています。

a 伊勢都市計画道路整備状況（次頁参照）

都市計画道路は下表のような番号を用いて表示されています。

<名称>		
○ ・ ○ ・ ○ △△△線		
区分 規模 一連番号		
区 分	規 模	一連番号
1 自動車専用道路	…規模として付する番号は幅員による。	当該都市計画区域の区分ごとの一連番号
3 幹線街路	1 40m以上のもの	
7 区画街路	2 30m以上40m未満のもの	
8 歩行者専用、自転車専用道 又は自転車歩行者専用道	3 22m以上30m未満のもの	
9 都市モノレール専用道等	4 16m以上22m未満のもの	
10 路面電车道	5 12m以上16m未満のもの	
	6 8m以上12m未満のもの	
	7 8m未満のもの	
	※幅員とは、車道・歩道・分離帯等の幅員構成を含めた有効幅員をいう。	

b 交通広場

交通広場は、道路と鉄道等、他の交通機関との結節を図り、各種交通機関相互の円滑な利用を確保するものです。伊勢都市計画区域（伊勢市内）で定めている交通広場は次のとおりです。

都市名	計画決定路線	位 置	面積（㎡）		計画決定 年月日
			計画決定	供 用	
伊 勢 市	外宮度会橋線	伊勢神宮外宮前	10,500	10,500	H23.8.19
〃	〃	伊勢市駅（南側）	6,100	6,100	S38.6.13
〃	伊勢市駅北口線	伊勢市駅（北側）	4,900	—	〃
〃	御幸道路	近鉄五十鈴川駅	6,700	6,700	H7.1.17
〃	豊川浦田線	伊勢神宮内宮前	33,700	33,700	S61.9.19
〃	岡本吹上線	近鉄宇治山田駅	4,900	4,900	S38.6.13
〃	上口駅前線	JR山田上口駅	2,000	1,200	〃
〃	二見浦交通広場 アクセス線	二見町茶屋地内	10,700	10,700	H23.7.25

※交通広場は都市計画道路の一部として決定されますが、計画決定年月日は、交通広場について最終的な変更がされたものを掲載しています。

※概成済…改良済以外の区間のうち、都市計画道路と同程度の機能を果たしうる現道(概ね計画幅員の2/3または4車線以上の幅員を有する道路)

2 公園

公園は良好な生活環境を構成する重要な要素であり、多くの人々の休息、散策、遊戯、運動等の屋外レクリエーションの場の提供、公害や災害の防止など多様な役割を担っています。

a 公園の内容

種 別	内 容
街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園
地区公園	主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園
総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園
運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園
特殊公園	ア) 主として風致を享受することを目的とする公園 イ) 動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用を目的とする公園
広域公園	一の市町村の区域を越える広域の区域を対象とし、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園

b 伊勢都市計画公園整備状況（次頁参照）

		箇所数	面積 (ha)
街区公園	計 画	69	8.97
	供 用	69	8.93
近隣公園	計 画	4	5.5
	供 用	4	5.5
地区公園	計 画	0	0.0
	供 用	0	0.0
総合公園	計 画	3	88.1
	供 用	2	45.6
運動公園	計 画	1	18.5
	供 用	1	18.5
特殊公園 (風致公園)	計 画	1	11.5
	供 用	1	7.8

※総合公園の大仏山公園については、明和町、玉城町分を含む

都市計画公園は下表のような番号を用いて表示されています。

<名称>		
○ ・ ○ ・ ○ △△△公園 区分 規模 一連番号		
区 分 2 街区公園 3 近隣公園 4 地区公園 5 総合公園 6 運動公園 7 特殊公園（風致公園） 8 特殊公園（動物公園他） 9 広域公園	規 模 …面積の範囲 2 1ha未満のもの 3 面積1ha以上4ha未満もの 4 面積4ha以上10ha未満もの 5 面積10ha以上50ha未満もの 6 面積50ha以上300ha未満もの 7 面積 300ha 以上のもの	一連番号 当該都市計画 区域の区分ご との一連番号

伊勢都市計画公園一覽表(令和7年4月1日現在)

:未開

:一部開設

(単位:ha)

名称		種 別	位 置	当初計画決定 年 月 日	供 用 開 始 年 月 日	計 画 決 定 積	供 用 面 積	名称		種 別	位 置	当初計画決定 年 月 日	供 用 開 始 年 月 日	計 画 決 定 積	供 用 面 積
番 号	公 園 名							番 号	公 園 名						
7・5・1	宮 川 堤 公 園	特 殊	宮 川 2 丁 目、中 島 1・2 丁 目	S34.12.25	S31.10.15	11.5	7.8	2・2・32	桧 園 公 園	街 区	船 江 4 丁 目	S48.7.30	S48.3.31	0.06	0.06
6・5・1	五 十 鈴 公 園	運 動	宇 治 館 町、中 村 町	S22.11.8	S31.10.15	18.5	18.5	2・2・33	桜ヶ丘 公 園	街 区	中 村 町 桜 ヶ 丘	S48.7.30	S39.3.31	0.11	0.11
5・5・1	倉 田 山 公 園	総 合	楠 部 町、黒 瀬 町	S22.11.8	S38.3.31	23.2	8.4	2・2・34	船 江 山 公 園	街 区	勢 田 町	S48.7.30	S53.4.1	0.32	0.32
5・5・2	宮 川 河 川 敷 公 園	総 合	中 須 町、川 端 町	H27.3.20	—	27.7	—	2・2・35	里 中 公 園	街 区	勢 田 町	S48.11.13	H7.2.10	0.10	0.10
5・5・6	大 仏 山 公 園	総 合	小 俣 町 新 村、玉 城 町 長 更、明 和 町 新 茶 屋	S56.1.13	H6.4.1	37.2	37.2	2・2・36	早 修 公 園	街 区	宮 町 1 丁 目	S53.11.14	S55.4.1	0.22	0.22
3・3・1	古 市 公 園	近 隣	楠 部 町	S34.12.25	S31.10.15	1.4	1.4	2・2・37	朝 熊 公 園	街 区	朝 熊 町	S53.11.14	H7.2.10	0.08	0.08
3・3・2	一 色 公 園	近 隣	一 色 町、田 尻 町	S58.10.21	S59.1.5	1.2	1.2	2・2・38	八 幡 山 公 園	街 区	岡 本 2 丁 目	S57.6.22	H7.2.10	0.20	0.20
3・3・3	離 宮 院 公 園	近 隣	小 俣 町 本 町	S47.6.23	S52.12.27	1.8	1.8	2・2・39	社 前 公 園	街 区	船 江 1 丁 目	S57.6.22	S59.1.5	0.05	0.05
3・3・4	二 見 浦 公 園	近 隣	二 見 町 江	S52.7.22	S44.4.1	1.1	1.1	2・2・40	田 尻 公 園	街 区	田 尻 町	S57.6.22	S59.1.5	0.10	0.10
2・2・1	吹 上 公 園	街 区	吹 上 1 丁 目	S30.6.29	S40.3.31	0.05	0.05	2・2・41	坂 東 公 園	街 区	中 須 町	S57.6.22	S59.1.5	0.11	0.11
2・2・2	さ つ き 公 園	街 区	船 江 4 丁 目	S61.4.28	S61.5.15	0.09	0.09	2・2・42	栗 野 公 園	街 区	栗 野 町	S58.11.1	S59.5.10	0.10	0.10
2・2・3	橋 詰 公 園	街 区	尾 上 町	S30.6.29	S38.3.31	0.02	0.02	2・2・43	緑 が 丘 1 号 公 園	街 区	楠 部 町	S58.11.1	S59.1.5	0.10	0.10
2・2・4	清 水 世 古 公 園	街 区	岡 本 2 丁 目	S30.6.29	S40.3.31	0.15	0.15	2・2・44	緑 が 丘 2 号 公 園	街 区	楠 部 町	S58.11.1	S59.1.5	0.17	0.17
2・2・5	岡 本 公 園	街 区	岡 本 1 丁 目	S30.6.29	S42.3.31	0.14	0.14	2・2・45	緑 が 丘 3 号 公 園	街 区	楠 部 町	S58.11.1	S59.1.5	0.16	0.16
2・2・6	厚 生 公 園	街 区	宮 後 1 丁 目	S30.6.29	S31.10.15	0.11	0.11	2・2・46	中 須 公 園	街 区	中 須 町	S61.4.28	S61.5.15	0.04	0.04
2・2・7	一 之 木 公 園	街 区	一 之 木 1 丁 目	S30.6.29	S41.3.31	0.11	0.11	2・2・47	うぐいす台 1 号 公 園	街 区	大 倉 町	S61.4.28	S61.5.15	0.11	0.11
2・2・8	高 柳 公 園	街 区	曾 祢 1 丁 目	S30.6.29	S39.3.31	0.07	0.07	2・2・48	辻 久 留 台 1 号 公 園	街 区	辻 久 留 町	S61.4.28	S61.5.15	0.11	0.11
2・2・9	今 之 社 公 園	街 区	曾 祢 1 丁 目	S30.6.29	S31.10.15	0.09	0.09	2・2・49	辻 久 留 台 2 号 公 園	街 区	辻 久 留 町	S61.4.28	S61.5.15	0.07	0.07
2・2・10	天 神 公 園	街 区	浦 口 2 丁 目	S30.6.29	S37.3.31	0.08	0.08	2・2・50	鶴 辺 公 園	街 区	河 崎 1 丁 目	S61.4.28	S61.5.15	0.05	0.05
2・2・11	浦 口 公 園	街 区	浦 口 2 丁 目	S30.6.29	S37.3.31	0.06	0.06	2・2・51	うぐいす台 2 号 公 園	街 区	大 倉 町	S63.10.15	H7.2.10	0.20	0.20
2・2・12	小 川 公 園	街 区	中 島 2 丁 目	S30.6.29	S39.3.31	0.19	0.19	2・2・52	うぐいす台 3 号 公 園	街 区	大 倉 町	S63.10.15	H7.2.10	0.15	0.15
2・2・13	出 口 公 園	街 区	浦 口 1 丁 目	S30.6.29	S37.3.31	0.05	0.05	2・2・53	鷹 泊 1 号 公 園	街 区	勢 田 町	H2.4.23	H7.2.10	0.04	0.04
2・2・14	清 之 井 公 園	街 区	常 磐 1 丁 目	S30.6.29	S43.3.31	0.11	0.11	2・2・54	鷹 泊 2 号 公 園	街 区	勢 田 町	H2.4.23	H10.9.1	0.03	0.03
2・2・15	奥 新 町 公 園	街 区	曾 祢 2 丁 目	S30.6.29	S31.10.15	0.11	0.11	2・2・55	鷹 泊 3 号 公 園	街 区	勢 田 町	H2.4.23	H10.9.1	0.03	0.03
2・2・16	中 央 公 園	街 区	一 之 木 2 丁 目	S30.6.29	S31.10.15	0.19	0.19	2・2・56	滝 倉 公 園	街 区	宇 治 浦 田 3 丁 目	H2.4.23	H7.2.10	0.06	0.06
2・2・17	新 道 公 園	街 区	船 江 3 丁 目	S30.6.29	S38.3.31	0.11	0.11	2・2・57	辻 久 留 台 3 号 公 園	街 区	辻 久 留 町	H7.2.10	H7.2.10	0.03	0.03
2・2・18	的 場 公 園	街 区	船 江 3 丁 目	S30.6.29	S42.3.31	0.11	0.11	2・2・58	馬 瀬 公 園	街 区	馬 瀬 町	H9.3.28	H10.9.1	0.19	0.15
2・2・19	浜 田 公 園	街 区	船 江 3 丁 目	S30.6.29	S40.3.31	0.15	0.15	2・2・59	野 依 ふ れ あ い 公 園	街 区	西 豊 浜 町	H14.11.11	H18.3.27	0.33	0.33
2・2・20	築 地 公 園	街 区	船 江 2 丁 目	S30.6.29	S42.3.31	0.15	0.15	2・2・60	野 村 公 園	街 区	野 村 町	H16.12.27	H18.8.1	0.21	0.21
2・2・21	有 縄 公 園	街 区	船 江 2 丁 目	S30.6.29	S40.3.31	0.08	0.08	2・2・61	う え や ま 公 園	街 区	檀 山 町	H18.10.18	H20.8.12	0.17	0.17
2・2・22	中 寺 前 公 園	街 区	河 崎 1 丁 目	S30.6.29	S38.3.31	0.14	0.14	2・2・62	高 向 西 公 園	街 区	御 蘭 町 高 向	H18.10.18	H25.5.8	0.28	0.28
2・2・23	旭 公 園	街 区	河 崎 1 丁 目	S32.11.4	S44.3.31	0.10	0.10	2・2・63	若 山 公 園	街 区	小 俣 町 元 町	S47.6.21	S52.12.27	0.27	0.27
2・2・24	川 辺 公 園	街 区	宮 後 2 丁 目	S32.11.4	S45.3.31	0.05	0.05	2・2・64	下 之 惣 公 園	街 区	小 俣 町 元 町	S48.7.23	S52.12.27	0.17	0.17
2・2・25	船 江 公 園	街 区	船 江 1 丁 目	S22.11.8	S43.3.31	0.27	0.27	2・2・65	明 野 北 部 公 園	街 区	小 俣 町 明 野	S62.3.31	H1.3.11	0.25	0.25
2・2・26	惣 門 公 園	街 区	宇 治 浦 田 2 丁 目	S32.3.31	S31.10.15	0.18	0.18	2・2・66	今 一 色 公 園	街 区	二 見 町 今 一 色	S43.6.15	S57.4.1	0.11	0.11
2・2・27	富 樫 公 園	街 区	桜 木 町	S32.3.31	S31.10.15	0.11	0.11	2・2・67	新 開 公 園	街 区	御 蘭 町 新 開	S56.12.18	S58.3.1	0.19	0.19
2・2・28	宮 後 公 園	街 区	宮 後 2 丁 目	S47.3.28	S48.3.31	0.15	0.15	2・2・68	上 條 公 園	街 区	御 蘭 町 上 條	S59.11.19	S61.3.15	0.23	0.23
2・2・29	新 一 之 木 公 園	街 区	一 之 木 5 丁 目	S47.3.28	S48.3.31	0.10	0.10	2・2・69	高 向 公 園	街 区	御 蘭 町 高 向	S59.12.4	S62.7.22	0.17	0.17
2・2・30	大 世 古 公 園	街 区	大 世 古 4 丁 目	S47.3.28	S48.3.31	0.18	0.18	計	78					132.57	86.33
2・2・31	寝 起 松 公 園	街 区	神 久 1 丁 目	S47.12.12	S49.3.31	0.10	0.10								

3 下水道

a 流域下水道

流域下水道は、その流域内に隣接する二つ以上の市町村の污水を集めて広域的に処理する下水道で、流域関連公共下水道で集めた污水を受ける幹線管渠、及び浄化センターからなっています。そして、これらの設置、管理は主として都道府県で行います。

流域下水道区域内では、個々の家庭などからの污水は流域関連公共下水道の管渠を経て、流域下水道の管渠に流れこみ浄化センターで処理されます。

三重県が広域に定めている流域下水道は、次のとおりです。

名 称	排水区域 (接続する下水道)	下水管渠		その他の施設		計画決定 年月日(変更)
		幹線数	内訳	内訳	備考	
宮川流域下水道 (宮川処理区)	流域関連伊勢市公共下水道 伊勢市特定環境保全公共下水道 明和町公共下水道 玉城町公共下水道	2 幹線	宮川 幹線	宮川浄化 センター	192,700 m ²	H21. 11. 17
			放流 管渠			

(三重県告示第 713 号)

b 公共下水道

公共下水道は、主として市街地の下水を排除し、又は処理することを目的とした下水道で、主として市町村が設置、管理を行います。このうち、自ら浄化センターを有しているものを単独公共下水道といい、流域下水道に接続するものを流域関連公共下水道といいます。

公共下水道の中には、農山漁村の集落や、自然景勝地などの観光地における生活環境の改善や、貴重な観光資源である川や海などの水質保全を目的とした特定環境保全公共下水道もあります。

伊勢市で定められている公共下水道は、次のとおりです。

名 称	排水区域	下水管渠	その他の施設		計画決定 年月日(変更)
			内訳	備考	
流域関連伊勢市 公共下水道	汚水 3,088ha 雨水 3,088ha	—	桜橋ポンプ場	320 m ²	H28. 9. 1 (伊勢市告示 第 106 号)
			吹上ポンプ場	2,000 m ²	
			有連ポンプ場	2,100 m ²	
			船倉ポンプ場	4,800 m ²	
			馬瀬ポンプ場	3,000 m ²	
		黒瀬放流渠	黒瀬ポンプ場	4,100 m ²	
		吐口			
		吐口	明神ポンプ場	3,380 m ²	
		—	茶屋ポンプ場	830 m ²	
			溝口第 1 ポンプ場 (No. 1 ポンプ場)	750 m ²	
溝口第 2 ポンプ場 (No. 2 ポンプ場)	1,500 m ²				
小林ポンプ場	2,700 m ²				
伊勢市 特定環境保全 公共下水道	汚水 167ha 雨水 167ha	吐口	五十鈴川中村 浄化センター	13,000 m ²	H21. 10. 1 (伊勢市告示 第 65 号)

4 その他の都市施設

a 病院

病院は、地域における継続的な医療の提供や、災害時の地域拠点としての役割を担う施設です。伊勢市では、このような役割を持った病院を市の将来像の中に位置づけるため、増設等への柔軟性や拡張性を配慮した上で、以下のように都市計画決定しています。

名 称		位 置	面 積	計画決定 年月日
番号	病院名			
1	市立伊勢総合病院	楠部町字奥	約 36,800 m ²	H25. 9. 18

(伊勢市告示第 84 号)

b 学校

学校は、こどもの教育のために不可欠な施設であり、また災害時には地域の防災拠点としての役割を担うものです。

伊勢市では、「伊勢市立小中学校適正規模化・適正配置基本計画」を策定し、これに基づき学校の統合や通学区の見直しを行うこととしています。まちづくりの観点からも、学校の適正な配置を行う必要があることから、以下のように都市計画決定しています。

名 称		位 置	面 積	計画決定 年月日
番号	学校名			
1	有緝小学校	船江 2 丁目	約 12,800 m ²	H26. 7. 15 (伊勢市告示 第 83 号)
2	厚生小学校	一志町	約 9,600 m ²	
3	浜郷小学校	黒瀬町字城之腰	約 11,300 m ²	
4	城田小学校	上地町字下通	約 10,300 m ²	
5	小俣小学校	小俣町元町	約 19,800 m ²	
6	明野小学校	小俣町明野	約 19,700 m ²	
7	御菌小学校	御菌町長屋字五本松	約 19,600 m ²	
8	厚生中学校	一之木 5 丁目	約 29,400 m ²	
9	倉田山・五十鈴中学校	神田久志本町字中山	約 36,400 m ²	
10	小俣・城田中学校	小俣町相合	約 37,000 m ²	
11	桜浜中学校	植山町字北ノ沢	約 38,700 m ²	H29. 6. 30 (変更) (伊勢市告示 第 84 号)
12	伊勢宮川中学校	二俣 4 丁目	約 33,700 m ²	H28. 2. 5 (変更) (伊勢市告示 第 20 号)
13	みなと小学校	大湊町字禿松南新田	約 24,400 m ²	H30. 9. 3 (変更) (伊勢市告示 第 120 号)
14	二見浦小学校・ 二見中学校	二見町光の街字豆石山	約 27,800 m ²	R2. 9. 18 (伊勢市告示 第 137 号)

c その他

これまであげたものの他、伊勢市で都市計画決定されている主な施設は次のとおりです。

都市施設名	名 称	面 積	計画決定 年月日
汚物処理場	第 1 号伊勢度会クリーンセンター	16,400 m ²	H 1. 11. 13
ごみ処理場	伊勢広域環境組合ごみ処理施設	6.05ha	R4. 9. 12
市場	伊勢志摩地方卸売市場	48,900 m ²	H1. 4. 18 (変更)

VI 市街地開発事業に関する都市計画

市街地開発事業は、既成市街地あるいは今後市街化を図るべき区域において、公共施設と一体的に整備することにより、宅地の利用増進、建築物の改善を行い健康で文化的な都市生活、機能的な都市活動を営める良好な市街地の形成を図る事業で、伊勢市では土地区画整理事業と市街地開発事業を実施しています。

1 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、宅地の利用増進と公共施設の整備・改善を図るため、土地所有者が少しずつ土地を出しあって区画形質の変更や道路・公園などの公共施設の新設・変更をおこない、健全な市街地を造成して公共の福祉を増進する事業です。

地区名	施行者	施行期間	面積 (㎡)	計画決定 年月日	事業認可 年月日
伊 勢	知事	S22～S47	1,418,237	変 S44. 4. 21	S22. 7. 18
中 央 改 造	知事	S37～S51	75,789	変 S32. 3. 26	S37. 3. 26
若 山	小俣町	S37～S50	210,038	変 S38. 11. 20	S37. 10. 9

(参考：都市計画を定めていない土地区画整理事業)

山 田 駅 北 口	組合	S28～S32	55,000	—	S29. 3. 31
楠 部 北 部	個人	S52～S55	126,884	—	S52. 5. 6
楠 部 向 陽 台	共同	H 3～H 5	8,489	—	H 3. 11. 26
船 江 山	共同	H 4～H 5	16,742	—	H 4. 5. 29
勢 田 桜 木	組合	H 8～H12	30,047	—	H 8. 12. 17

2 市街地再開発事業

市街地再開発事業は、低層の木造建築物が密集し、生活環境の悪化した平面的な市街地において、細分化された宅地の統合、不燃化された共同建築物の建築及び公園、緑地、広場、街路等の公共施設の整備と有効なオープンスペースの確保の三者を一体的・総合的におこない、安全で快適な都市環境を創造しようとするものです。市街地再開発事業には「権利変換方式」による第一種事業と「用地買収方式」による第二種事業があります。

伊勢市では、昭和 54 年に伊勢市駅前地区で第一種市街地再開発事業を施行しています。

名 称	面積 (ha)	街区	建 築 物		建ぺい 率	容積率	計画決定 年月日
			建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)			
伊勢市駅前地区 第一種市街地 再開発事業	0.4	1	1,690	11,730	9/10	60/10	S52. 1. 7

(三重県告示第 8 号)

また、平成 29 年には伊勢市駅前 B 地区で第一種市街地再開発事業を決定しています。

名 称	面積 (ha)	街区	建 築 物		建ぺい 率	容積率	計画決定 年月日
			建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)			
伊勢市駅前 B 地区 第一種市街地 再開発事業	約 0.3	1	約 1,600	約 13,000	8/10	60/10	H29. 1. 20

(伊勢市告示第 9 号)

また、令和 2 年には伊勢市駅前 C 地区で第一種市街地再開発事業を決定しています。

名 称	面積 (ha)	街区	建 築 物		建ぺい 率	容積率	計画決定 年月日
			建築面積 (㎡)	延べ面積 (㎡)			
伊勢市駅前 C 地区 第一種市街地 再開発事業	約 0.3	1	約 1,200	約 11,000	8/10	60/10	R2. 2. 20

(伊勢市告示第 7 号)

伊勢市都市計画審議会について

伊勢市都市計画審議会の役割

- ①市決定の都市計画に関する調査審議
- ②県決定の都市計画へ提出する市の意見に関する調査審議
- ③市が策定する行政計画等の調査審議（都市マスタープラン等）
- ④都市計画に関する関係行政機関への建議*¹

	伊勢市都市計画審議会（平成18年度6月1日設置）
設置の根拠	都市計画法（第77条の2）
所掌事務	①市長の諮問に応じ調査審議 ②関係行政機関への建議* ¹
組織	①学識経験者 ②市議会議員 ③市民
その他の委員の選任	①臨時委員 ②専門委員
市が決定する都市計画	県審議会への付議* ² は不要

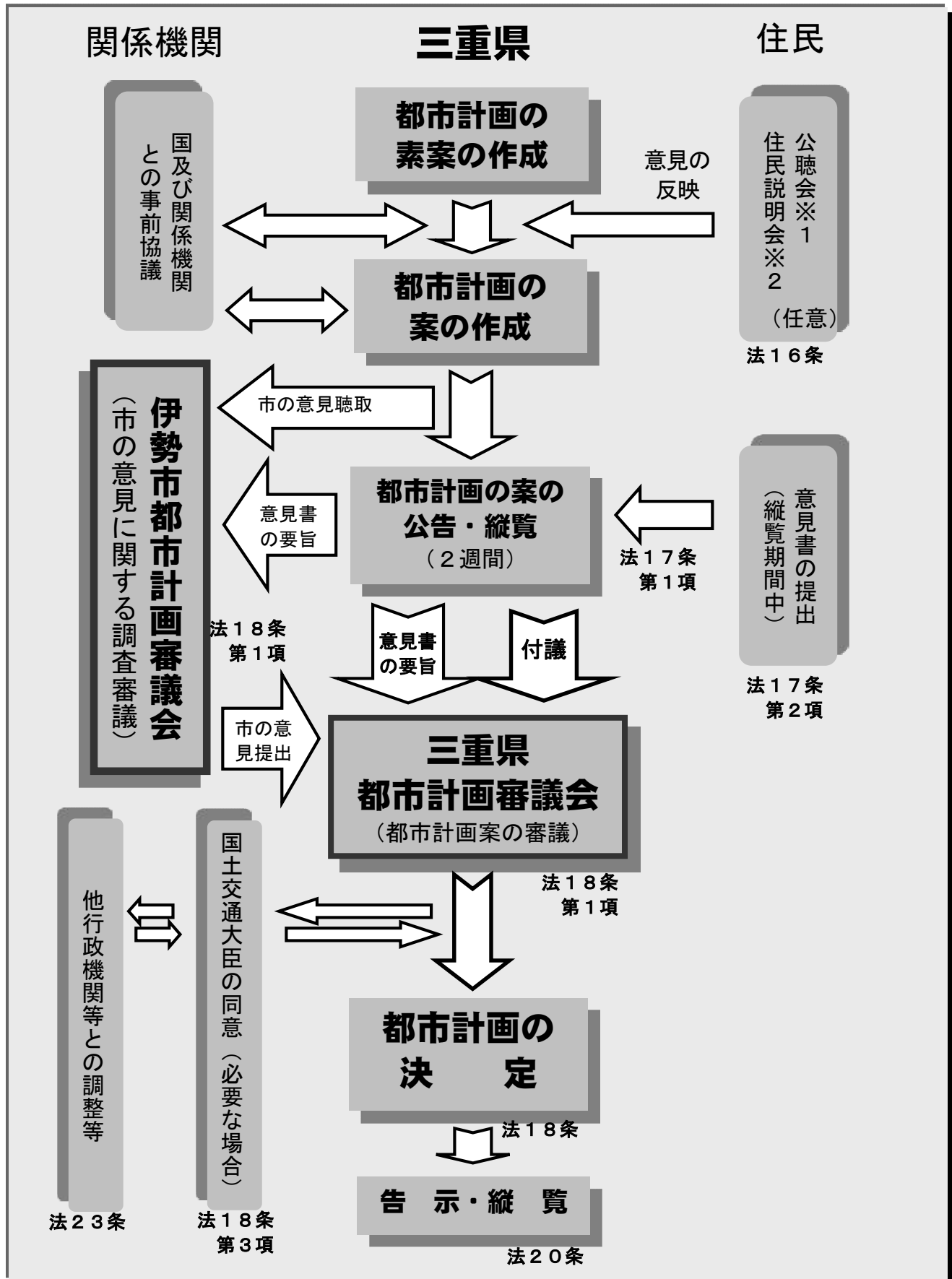
伊勢市都市計画審議会の特徴

- ・市民参画のまちづくりを実践するため、市民審議委員の一般公募制を採用。
- ・情報公開の推進を踏まえ、会議・議事録は原則公開の方針。

伊勢市都市計画審議会の構成



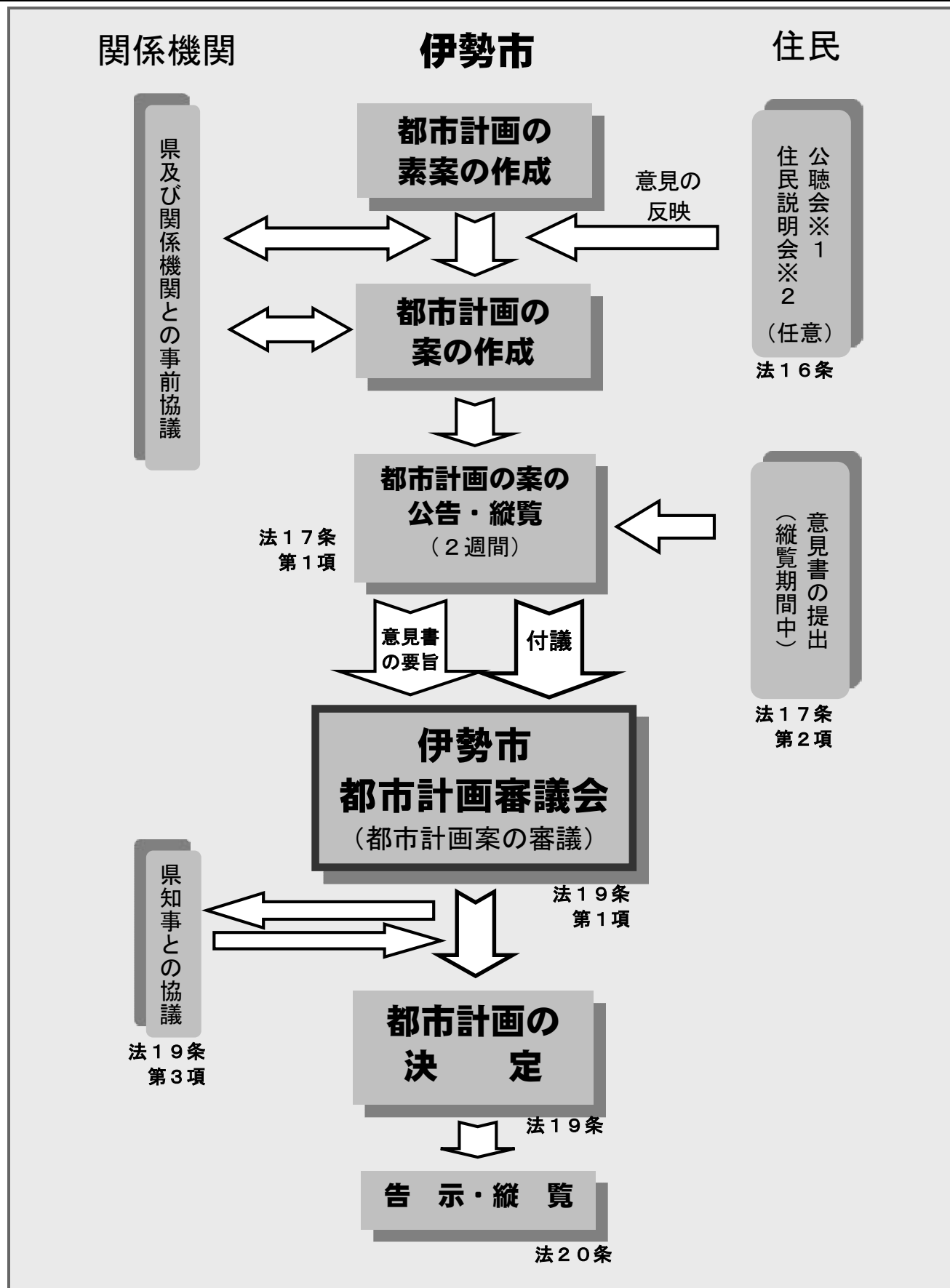
県が定める都市計画決定の手続き例



※1 公聴会の開催は、都市計画について広く住民の意見を聞いて、その意思を都市計画の案に反映しようとする手続。

※2 住民説明会は、都市計画案についてその内容を住民に広く理解してもらうことを目的として開催する説明会。

市が定める都市計画決定の手続き例



※1 公聴会の開催は、都市計画について広く住民の意見を聞いて、その意思を都市計画の案に反映しようとする手続。

※2 住民説明会は、都市計画案についてその内容を住民に広く理解してもらうことを目的として開催する説明会。

都市計画決定権限一覧

都市計画の内容				市町村決定	都道府県決定	
都市計画区域					○	
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（三重県都市マスタープラン）					○	
準都市計画区域					○	
発 方 針 等 都 市 再 開	都市再開発の方針				○	
	住宅市街地の開発整備の方針				○	
	拠点業務市街地の開発整備の方針				○	
	防災街区整備方針				○	
市街化区域及び市街化調整区域の区域区分（線引き）					○	
地 域 地 区	用途地域			○		
	特別用途地域			○		
	特定用途制限地域			○		
	高度地区			○		
	高度利用地区			○		
	特定街区			○		
	防火地域・準防火地域			○		
	景観地区			○		
	風致地区	面積 10ha 以上かつ区域が 2 以上の市町村の区域にわたるもの			○	
		その他		○		
	駐車場整備地区			○		
	臨港地区	重要港湾			○	
		その他		○		
	緑地保全地域	区域が 2 以上の市町村の区域にわたるもの			○	
		その他		○		
	伝統的建造物群保存地区			○		
都 市 施 設	道路	一般国道・都道府県道			○	
		自動車専用道路			○	
		その他の道路		○		
	都市高速鉄道				○	
	駐車場			○		
	公園・緑地 広場・墓園	面積 10ha 以上かつ国又は都道府県が設置するもの			○	
		その他		○		
	下水道	公共下水道	排水区域が 2 以上の市町村の区域 その他		○	○
			流域下水道			○
		その他		○		
		汚物処理場・ごみ焼却場	産業廃棄物処理施設			○
	その他		○			
	河川	一級河川・二級河川			○	
		準用河川		○		
	市場・と畜場・火葬場			○		
	開 発 事 業	土地区画整理 事業	面積 50ha 超かつ国の機関又は都道府県が施行するもの			○
その他			○			
市街地再開発 事業		面積 3ha 超かつ国の機関又は都道府県が施行するもの			○	
		その他		○		
地区計画等				○		